

令和元年度志木市ふれあいミーティング 開催記録

- 1 日 時 令和元年10月15日(火) 13時30分～15時
- 2 場 所 中二集会所
- 3 団体名 中二きらく会
- 4 参加者 30人



5 内 容 次のとおり

意見交換・質疑応答 (主なもの)

…参加者の皆さんからのご意見・ご質問など …市長コメント)

①万歩計について

万歩計を使っているが、その結果・効果の発表がない。

いろは健康ポイント事業へのご参加誠にありがとうございます。本事業の結果・効果等につきましては、参加者向けに講演会を開いて、本事業を監修しています徳寺大学の山下和彦教授から直接ご説明させていただいております。新規参加の皆様には、まず始めの説明会で概要をご説明し、開始後数か月経ったタイミングで「健康になりマッスルフェスタ」と題し、事業のより詳しい説明会（活動量計の使い方・見方・事業の結果・効果を含む）を行っております。

また、継続参加の皆様には、毎年3月に実施している後半計測会において

説明させていただいております。

さらに、広く市民の皆様にご覧いただくためにも、毎年広報紙（昨年12月号）にも本事業の結果と効果について特集記事で掲載しているところ
です。

今後とも本事業へ継続して参加する中で、本事業の結果・効果を理解して
いただき、より一層の健康活動に励んで頂ければ幸いです。

②災害時のシミュレーションの市の策定について

■ 災害時のシミュレーションの市の策定についてどうなっているか。

□ 本市では、「地震」や「風水害」、「火災」など、あらゆる災害に対応す
るため、「志木市地域防災計画」を策定し、万一の災害に備えています。

市民の皆さんへは、昨年、平成30年の11月に全戸配布いたしました
「市民便利帳」の中に、地震のハザードマップのほか、荒川、新河岸川・
柳瀬川の洪水ハザードマップがあり、その中には、避難所はもとより、緊
急時の連絡先、避難行動のチェックリストなども掲載してありますので、
是非一度確認していただきますようお願いいたします。

③柳瀬川の川床清掃について

■ 柳瀬川の川床の清掃の予定はどうなっているか。

□ 河川管理者である朝霞県土整備事務所によりますと、柳瀬川の川床の清
掃は、平成22年から志木大橋周辺 → 富士見橋周辺と、毎年、場所を
変えて順次実施しており、今年度は11月以降に高橋の上下流部のたい積
土砂の撤去を行う予定とのことです。

なお、数年前に実施してから、年月が経過している場所については、市
から県へ作業を実施していただくよう要望している状況です。

④防災行政無線について

■ 非常放送が聞こえないが。

□ 大雨や風向き、窓を閉めた状態で家の中にいる場合などでは、防災行政
無線の放送内容が「聞き取れない」、「聞こえない」ことがあります。

このため、本市としては、放送したときに放送内容が携帯電話へメール
が届く「メール配信サービス」を行っており、防災行政無線の放送内容だ

けでなく、気象情報や地震情報なども登録するとメールとして届くサービスです。

また、その他、防災行政無線の放送内容を電話で繰り返し聞くことのできる防災行政無線テレホンサービスを行っています。

(フリーアクセス番号 0800-800-0318)

⑤看取り基地について

■ ペアモールに看取り基地を設ける事はかんがえていないか。

□ 市では、今後、在宅で医療と介護の両方を必要とする方の需要が高まることを踏まえ、必要な医療や介護が、個人が望む場所で人生の最期まで一体的に受けられるよう、医療と介護の連携推進に向けた取り組みを行っています。

在宅療養支援診療所におきましては、訪問診療を中心とするクリニックが今年2月に本町地区に開業し、現在、朝霞市や富士見市の在宅療養支援診療所とともに、市の在宅医療や在宅看取り支援が提供されているところです。

しかし、市内でも館地区は高齢化率が44.1%と高く、今後、在宅療養に係る需要が大幅に増加することが予測されているため、今後も県の地域保健医療計画を軸に、医療資源の整備を含め、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して療養生活を送り、人生の最期を迎えることができるような環境を整えてまいりたいと考えております。

また、高齢者あんしん相談センター館・幸町をはじめとして、各センターでも在宅療養に関する相談やサービスのご案内等を行っておりますので、ぜひご活用ください。

⑥ふれあい号について

■ ふれあい号の空き時間に個人・団体での使用はできないか。

□ ふれあい号につきしては、1日4便の2台の運行となっており、朝の8時22分から夕方の4時26分まで運行をしているため、空き時間はありません。また、特定旅客自動車運送事業として、許可を受けている（乗降者が限られる）事業となっていることから、福祉施設を利用するための福祉バスであるため、その他の使用目的ではご利用ができませんこととなっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

⑦市の霊園について

■ 市の霊園保有の予定はあるのか。

□ 墓地に対する需要が高まっていることから、現在、柏町3丁目にあります志木市市営墓地を、11月から拡張いたします。

今回の整備につきましては、一般的な普通墓地320区画（1.95㎡）の整備に加え、一定期間、遺骨を個別に安置する個別安置施設（270体収容）と直接遺骨を埋蔵する施設の合葬墓も整備いたします。

また、家族同様に可愛がっていたペットについても、手厚く葬ることができるよう、ペットの焼骨を埋蔵する施設も整備します。

4月に完成見学会を開催するとともに、申し込み方法、使用料及び管理料等については、令和2年4月号の広報でお知らせします。

⑧仮庁舎の場所について

■ 市庁舎の建替時の仮庁舎の場所を早く知りたい。

□ 新市庁舎を現市庁舎敷地に建替えるため、現市庁舎での業務を今年末までとし、来年の仕事始めからは仮庁舎としてマルイファミリー志木の8階フロアなど、志木駅周辺3か所のテナントビルや、2か所の公共施設を利用して業務を行うこととしております。

各仮庁舎における課の配置は本年度4月号の広報及び市ホームページに掲載をしておりますが、各種手続きに関しましては、今後も広報やホームページで分かりやすくご案内してまいります。

なお、仮庁舎期間中は志木駅周辺に市役所機能が集中してしまうことから、総合福祉センター1階フロアに現志木駅前出張所の機能を移転して、近隣の皆さまの利便性を確保いたします。